

衣類を回収しています

市では、

- ・サイズの合わなくなった服
- ・着る人のいなくなった服 などの、まだ着ることのできる服を回収しています。

回収した衣類は、海外などで**再利用（リユース）**されます。再利用できないものは、工業用ウエス（雑巾）に**再生利用（リサイクル）**されます。

ご家庭で不要となった衣類は、燃えるごみに出さず、衣類回収ボックスへお願いいたします。



衣類回収のメリット

- ・衣類の**再利用、再生利用**
- ・燃えるごみの**減量**

〔ご利用方法〕

- ・衣類は、透明な袋に入れて回収ボックスへ入れてください。
- ・洗濯するなど、汚れを落としてください。

※回収ボックスへ入れる前に、貴重品や衣類以外の物（ライター、タバコなど）が入っていないかご確認をお願いいたします。

〔衣類回収ボックス設置場所〕

場所	利用可能時間
十和田市役所 本館西側入口	8：30～17：15 ※土日祝日、年始年末（12/29～1/3）を除く
十和田市役所 別館入口	
南コミュニティセンター	9：00～21：00 ※年始年末（12/29～1/3）を除く
東コミュニティセンター	
西コミュニティセンター（旧十和田湖支所）	
市民交流プラザ「トワーレ」	

（裏面もご覧ください）

分類	回収しているもの	回収しないもの
衣類	・下着にしていないＴシャツ ・ポロシャツ ・シャツ、ブラウス類 ・ズボン、ジーパン ・スカート類 ・スーツ、ジャケット、礼服 ・ワンピース ・トレーナー ・セーター ・ジャージ ・和服、浴衣、帯 ・子供服 ・パジャマ ・コート ・ダウンジャケット ・ナイロンジャンパー ・ウインドブレーカー	・下着類 ・靴下 ・ストッキング類 ・作業服 ・布オムツ ・医療用衣類 ・皮革衣料品 ・雨具(カッパ) ・スキーウエア ・制服
服飾雑貨	・手袋 ・帽子 ・ハンカチ ・ベルト ・ネクタイ ・スカーフ ・マフラー ・カバン、バック類	・アクセサリ ・靴、下駄、雪駄、スリッパ ・ヘルメット、ランドセル
布類	・タオル ・シーツ	・布団、毛布、枕 ・座布団、クッション ・ぬいぐるみ ・カーペット、マットレス ・じゅうたん、カーペット ・玄関マット ・はぎれ、反物 ・雑巾

※ぬれているもの、湿っているもの、着られない汚れや破れがあるもの、カビやカビ臭があるものは回収できません。

※回収ボックスへ出す前に、貴重品や衣類以外のもの（ライター、タバコなど）がないかご確認をお願いいたします。

◎問合せ：十和田市 まちづくり支援課
☎0176-51-6726